

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	株式会社アイレップ
【英訳名】	IREP Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 紺野 俊介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号青山東急ビル7F
【電話番号】	(03)5464-3398(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 室井 智有
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目1番1号青山東急ビル7F
【電話番号】	(03)5464-3398(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 室井 智有
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年10月1日 至平成20年9月30日
売上高(千円)	2,237,427	10,216,930
経常利益(千円)	32,323	486,205
四半期(当期)純利益(千円)	10,524	273,363
純資産額(千円)	1,817,742	1,847,744
総資産額(千円)	2,897,451	3,023,377
1株当たり純資産額(円)	67,715.04	68,832.67
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	392.05	10,105.76
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	387.15	9,807.37
自己資本比率(%)	62.74	61.11
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	177,187	387,934
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	467	326,430
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	37,797	35,621
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残 高(千円)	1,101,631	1,317,084
従業員数(人)	132	134

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	132	(1)
---------	-----	-----

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間平均雇用人員（1日8時間）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含み派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	127	(1)
---------	-----	-----

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第1四半期会計期間平均雇用人員（1日8時間）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及びアルバイトを含み派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は、サービスの提供にあたり、製品の生産を行っていないため、当該記載を省略しております。

(2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を仕入先別に示すと、次のとおりであります。

仕入先	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
オーバージュア株式会社(千円)	1,056,616
Google,Inc.(千円)	668,237
その他(千円)	70,956
合計(千円)	1,795,810

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当社グループの事業は、受注の確定から売上の計上までの期間が短いため、受注実績についてはその記載を省略しております。

(4) 販売実績

インターネットマーケティング事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメントごとの販売実績の記載を省略しております。

なお、当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
㈱ガリバーインターナショナル	240,606	10.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な金融危機、円高の進行、株価低迷の影響を受け、急速に景気が後退する展開となり、実体経済の先行きについても、当面悪化が続くものとみられております。

一方、当社グループが関連するインターネット広告市場においては、平成19年の広告費が4,591億円（前年比26.5%増：株式会社電通調査）と引き続き高い成長を見せております。そのうち、当社が専業とするSEM市場は1,282億円（前年比37.8%増）とシェアを拡大しており、また、モバイル広告も621億円（前年比59.2%増）と拡大傾向が続いておりますが、一部で企業業績の低迷から広告費を削減するという影響が発生しております。

このような状況にあつて当社グループ（当社、連結子会社1社及び持分法適用会社1社）は、前期に引き続きリスティング広告とSEOを中心としたSEM事業を、SEM専業企業として技術志向のマーケティング支援を中心として行ってまいりました。業務提携及び資本提携、サイトの買収等を契機として、モバイルSEMソリューション、リスティング広告とアフィリエイトマーケティングを組み合わせたマーケティングソリューション、住宅展示場サイトの運営など関連サービスの提供も進めております。また、持分法適用会社である株式会社レリバンシー・プラスは、広告代理店を専ら対象としたSEMサービス企業としてグループ全体としてのシナジー効果を高めております。

一方、連結子会社である株式会社あいけあは、シニアマーケティング事業として、有料老人ホーム紹介業と介護施設向け人材紹介業に注力し、有料老人ホームとの提携数は500施設を超えております。

しかしながら、昨今の世界的景況感や雇用情勢の急激な悪化により、広告費の削減や採用を抑制する企業も発生しており、前年同期と比較して、売上高・利益共に減少いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は2,237百万円、営業利益33百万円、経常利益32百万円、四半期純利益10百万円となりました。

なお、当社グループは、インターネットマーケティング事業の売上高及び営業利益の金額が、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメントの業績の記載を省略しております。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べて215百万円減少し、1,101百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、減少した資金は177百万円となりました。これは主に、法人税等の支払額117百万円及び仕入債務の減少57百万円等の減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は0百万円となりました。これは主に、敷金保証金の増加による支出32百万円等の減少要因があったものの、預り保証金の受入による収入36百万円等の増加要因があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は37百万円となりました。これは主に、配当金の支払額37百万円の減少要因があったことによるものであります。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループは、インターネット全般の広告代理業を行っておりますが、現状では、オーバーチュア株式会社の提供するリスティング広告である「スポンサーサーチ」及びグーグル社の提供する「アドワーズ広告」の取次額が、多くを占めております。インターネット広告市場における技術やサービスは変化のスピードが速く、現在のインターネット広告市場で主流となっているリスティング広告が長期的に成長を維持できるとは限りません。また、インターネット広告市場に限らず広告市場は景気変動の影響を敏感に受けるものと考えられ、今後も景況感の悪化が続く場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループといたしましては、こうした環境に対して常に情報収集を行い、クライアントの広告関連に投下した費用に対する効果を高めることができる技術やサービスを積極的に取り入れていく所存であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000
計	100,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	27,160	27,160	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」)	-
計	27,160	27,160	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20、同法第280条ノ21並びに第280条ノ27の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年9月13日臨時株主総会決議に基づく新株予約権（第1回）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	109(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	545(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)3,5
新株予約権の行使期間	自平成18年9月14日 至平成26年9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格:50,000 資本組入額:25,000 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議から退職等の理由により権利を喪失した者の当該数を減じております。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

払込金額を下回る価額で新株を発行するとき（本新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

4. 本新株予約権者の割当を受けた者が当社取締役、監査役または従業員の場合は権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が社外協力者の場合は、権利行使時において、当社と協力関係にあることを要する。

本新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

その他の条件については、当社と本新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 平成18年4月10日開催の取締役会決議により、平成18年4月28日付をもって1株を5株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

平成17年9月29日臨時株主総会決議に基づく新株予約権（第2回）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	74
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	370(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2,4
新株予約権の行使期間	自平成19年9月30日 至平成29年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格: 50,000 資本組入額: 25,000 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整による1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に株式数を調整する。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価（ただし、当社普通株式に係る株券がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認められた場合は、この限りでない。
- 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。
- 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 平成18年4月10日開催の取締役会決議により、平成18年4月28日付をもって1株を5株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	27,160	-	535,140	-	525,140

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
ん。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 316	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,844	26,844	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	27,160	-	-
総株主の議決権	-	26,844	-

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
(株)アイレップ	東京都渋谷区渋谷 二丁目1番1号 青山東急ビル7階	316	-	316	1.16
計	-	316	-	316	1.16

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月
最高（円）	115,200	126,000	80,300
最低（円）	64,800	66,000	63,200

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役会長 (代表取締役)	新規事業開発室長	取締役社長 (代表取締役)	経営企画室長	高山 雅行	平成21年1月1日
取締役社長 (代表取締役)	サービスマネジ メント本部長	専務取締役	インターネット マーケティング事 業部長	紺野 俊介	平成21年1月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,101,631	1,312,569
売掛金	1,182,252	1,175,612
仕掛品	-	609
その他	87,956	58,301
貸倒引当金	6,131	6,800
流動資産合計	2,365,709	2,540,292
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,803	14,903
減価償却累計額	5,747	5,233
建物(純額)	13,056	9,670
工具、器具及び備品	25,807	24,351
減価償却累計額	16,896	15,890
工具、器具及び備品(純額)	8,911	8,460
有形固定資産合計	21,967	18,130
無形固定資産		
のれん	138,546	147,010
その他	10,377	10,922
無形固定資産合計	148,923	157,932
投資その他の資産		
投資その他の資産	382,672	329,095
貸倒引当金	21,821	22,073
投資その他の資産合計	360,851	307,021
固定資産合計	531,742	483,084
資産合計	2,897,451	3,023,377
負債の部		
流動負債		
買掛金	797,276	853,788
未払法人税等	18,454	122,123
賞与引当金	17,646	-
その他	209,586	199,721
流動負債合計	1,042,962	1,175,633
固定負債		
長期預り保証金	36,746	-
固定負債合計	36,746	-
負債合計	1,079,708	1,175,633

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	535,140	535,140
資本剰余金	525,140	525,140
利益剰余金	802,581	832,323
自己株式	44,807	44,807
株主資本合計	1,818,053	1,847,795
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	311	51
評価・換算差額等合計	311	51
純資産合計	1,817,742	1,847,744
負債純資産合計	2,897,451	3,023,377

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)
売上高	2,237,427
売上原価	1,854,130
売上総利益	383,297
販売費及び一般管理費	349,759
営業利益	33,537
営業外収益	
受取手数料	872
受取立退料	1,405
営業外収益合計	2,278
営業外費用	
持分法による投資損失	3,462
その他	30
営業外費用合計	3,492
経常利益	32,323
特別利益	
貸倒引当金戻入額	241
特別利益合計	241
税金等調整前四半期純利益	32,565
法人税、住民税及び事業税	16,861
法人税等調整額	5,180
法人税等合計	22,041
四半期純利益	10,524

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年10月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	32,565
減価償却費	11,010
貸倒引当金の増減額(は減少)	921
持分法による投資損益(は益)	3,462
売上債権の増減額(は増加)	5,656
たな卸資産の増減額(は増加)	609
仕入債務の増減額(は減少)	57,230
賞与引当金の増減額(は減少)	17,646
未払消費税等の増減額(は減少)	16,078
その他	44,617
小計	59,210
法人税等の支払額	117,976
営業活動によるキャッシュ・フロー	177,187
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	3,967
無形固定資産の取得による支出	332
敷金及び保証金の差入による支出	32,514
敷金及び保証金の回収による収入	50
預り保証金の受入による収入	36,746
保険積立金の積立による支出	448
投資活動によるキャッシュ・フロー	467
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	37,797
財務活動によるキャッシュ・フロー	37,797
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	215,452
現金及び現金同等物の期首残高	1,317,084
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,101,631

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益及びセグメント情報に与える影響はございません。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年9月30日)												
<p>1. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">800,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">800,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	800,000千円	借入実行残高	-	差引額	800,000千円	<p>1. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">800,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">800,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	800,000千円	借入実行残高	-	差引額	800,000千円
当座貸越極度額	800,000千円												
借入実行残高	-												
差引額	800,000千円												
当座貸越極度額	800,000千円												
借入実行残高	-												
差引額	800,000千円												
<p>2. 偶発債務 債務保証 株式会社レリバンシー・プラスの仕入債務について、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社と連帯して債務保証を行っております。なお、当第1四半期連結会計期間末の仕入債務の残高は616,998千円であります。</p>	<p>2. 偶発債務 債務保証 株式会社レリバンシー・プラスの仕入債務について、デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社と連帯して債務保証を行っております。なお、当連結会計年度末の仕入債務の残高は523,430千円であります。</p>												

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 (千円)	
給与手当	113,646
賞与引当金繰入額	15,053

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
(千円)	
現金及び預金勘定	1,101,631
現金及び現金同等物	1,101,631

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 27,160株

2.自己株式の種類及び株式数

普通株式 316株

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年12月19日 定時株主総会	普通株式	40,266	1,500	平成20年9月30日	平成20年12月22日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

インターネットマーケティング事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものについて、事業の運営において重要なものとなっているもの、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年 9 月30日)
1 株当たり純資産額 67,715.04 円	1 株当たり純資産額 68,832.67 円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年10月 1 日 至平成20年12月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	392.05 円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	387.15 円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり
であります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年10月 1 日 至平成20年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	10,524
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	10,524
期中平均株式数 (株)	26,844
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数 (株)	340
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社アイレップ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉田 純 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小林 昌敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイレップの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイレップ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。